



申告の受け付けが 始まります

税務課市民税係 ☎(63)2112

令和2年度分の市県民税の申告と所得税等の確定申告の受け付けが始まります。令和元(平成31)年中に所得のあった人や、税額控除や所得控除の適用を受ける人は、申告を行ってください。

申告に必要なもの

- ・申告書
 - 税務署で申告する人……確定申告書(税務署から郵送されている人)
 - 市の会場で申告する人…市県民税申告書(市役所から送付、または受付会場にもあります)
- ・印鑑(認め印)
- ・本人確認書類
 - ①個人番号カード(身元と番号確認のため)
 - ②通知カード(番号確認のため)と運転免許証・健康保険証等(身元確認のため)
- ・所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の人は源泉徴収票など)
- ・事業所得(農業所得を含む)などのある人は、収支内訳書
- ・令和元(平成31)年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険料・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ・障害者控除を受ける人…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書 等
- ・医療費控除を受ける人…令和元(平成31)年中に支払った医療費の「医療費控除の明細書」(保険などの補てん金額の分かる書類も持参)

お願い

- ・申告書は、本人が作成してください。収支内訳書や医療費控除の明細書等は、事前に作成してから申告会場へお持ちください。申告書作成の相談は会場にて受け付けます。
- ・税務署から申告書やはがきが届いた人は鹿沼税務署で申告を行ってください。給与・年金収入のみの人以外は市役所で申告を受け付けられないことがあります。(詳細は7ページ参照)

鹿沼税務署からのお知らせ

鹿沼税務署 ☎(64)2151

●所得税および復興特別所得税の確定申告のお知らせ

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日等を除く)

受付時間 午前9時～午後4時まで

申告会場 鹿沼商工会議所 アザレアホール(睦町287-16)

・確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自宅等で確定申告書が作成できます。

※申告書の作成には時間を要しますので、早めにお越しください。

※上記の確定申告会場開設期間中は、鹿沼税務署庁舎では申告相談を行いません。

※申告会場では来場者本人がパソコンを操作し申告書を作成することを基本としています。

●雑損控除について

台風第19号の被害を受けた人は、雑損控除または災害減免法の適用により令和元(平成31)年分の所得税の全部、または一部が軽減される場合があります。



申告が必要か確かめましょう ~市県民税申告フローチャート~

フローチャートで申告が必要かどうか確認しましょう。

Bまたは**C**に該当した人は申告が必要です。

はい → いいえ →

スタート

令和2年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？

令和2年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認をしてください。

平成31年1～12月の間に収入はありましたか？

誰かの税法上の扶養になっていますか？

主な収入の種類は何ですか？(下の①②③から選択)

A

B

① 年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？

年金以外の所得金額(収入-経費)が20万円を超えますか？

C

B※

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合は、申告は不要です。

年金収入が148万円以下ですか？(65歳未満の人は98万円以下)

A

国民健康保険税・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

B※

A※

※年金収入が400万円以上の人は、確定申告が必要な場合があります。

② 給与収入の人 (パート・アルバイトを含む)

次のいずれかに該当しますか？

- ・2カ所以上から給与がある(退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く)
 - ・勤務先で年末調整をしていない
- 上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください。

C

給与以外の所得がありましたか？

給与以外の所得金額(収入-経費)が20万円を超えますか？(年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する)

C

B※

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

A

源泉徴収票に記載されている「源泉徴収税額」は0円ですか？

B

C

③ ①と②以外の人 (農業・営業・不動産等)

所得金額(収入-経費)が所得税の所得控除よりも大きいですか？

C

B

申告についての注意点

- ・確定申告を済ませた人は、市県民税の申告は必要ありません。
- ・収入が遺族年金や障害年金のみの方は、申告不要の場合があります。
- ・**A**に該当する人でも、平成30年中の所得の証明書等が必要な場合は、申告してください。
- ・**B**に該当し、医療費・寄附金など控除の追加で申告する人でも、もともと税額が0円の方は申告が不要の場合があります。
- ・**C**に該当しない人でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告してください。
 - ①青色申告
 - ②令和元(平成31)年中に家を新築し、住宅借入金等特別控除を適用する申告
 - ③給与収入2,000万円以上の場合
 - ④自然災害により、雑損控除の特例を受ける人

チャート結果

A 確定申告も市県民税申告も不要です。

B 市県民税の申告が必要です。日程等の詳細は8ページをご覧ください。

C 所得税の確定申告が必要です。日程等の詳細は6ページをご覧ください。



令和2年度分(令和元(平成31)年中所得)市県民税申告受付日程表

市県民税申告の受付期間 2月6日(木)～3月16日(月)

受付場所・時間 各コミュニティセンター 午前9時～11時30分／午後1時～3時
市民情報センター 午前9時～11時30分／午後1時～4時

お住まいの地区の日程を確認し、必要なもの(6ページ参照)を準備の上、該当の申告会場へお越しください。

受付日	申告会場	対象地区(太字は北犬飼地区)	
2月	6 木 西大芦コミュニティセンター	西大芦全地区	
	7 金 菊沢コミュニティセンター	玉田町・見野・下遠部・富岡・古賀志町・高谷	
	10 月 菊沢コミュニティセンター	武子・下武子町・仁神堂町・栃窪・千渡	
	12 水 板荷コミュニティセンター	板荷全地区	
	13 木 東大芦コミュニティセンター	東大芦全地区	
	14 金 南摩コミュニティセンター	西沢町・旭が丘	
	17 月 南摩コミュニティセンター	佐目町・油田町・下南摩町・上南摩町	
	18 火 南押原コミュニティセンター	楡木町・磯町・野沢町・亀和田町・北赤塚町	
	19 水 南押原コミュニティセンター	南上野町・大和田町・藤江町・ 上石川・下石川・池ノ森	
	20 木 東部台コミュニティセンター	幸町1～2丁目・緑町1～3丁目・栄町1～3丁目・晃望台・ 松原1～4丁目	
	21 金 東部台コミュニティセンター	東町1～3丁目・西茂呂1～4丁目・ 茂呂・白桑田・深津	
	25 火 北押原コミュニティセンター	村井町・上殿町・奈佐原町・日光奈良部町・下奈良部町・上奈良部町	
	26 水 北押原コミュニティセンター	椋山町・塩山町・みなみ町	
	27 木 加蘇コミュニティセンター	加蘇全地区	
3月	28 金 清洲コミュニティセンター	久野(中坪)・深程	
	2 月 清洲コミュニティセンター	久野(上坪、下坪)・北半田	
	3 火 栗野コミュニティセンター	□栗野(笠場、下の沢、下町、なか町、叶桑沢)・中栗野・入栗野	
	4 水 栗野コミュニティセンター	□栗野(新宿、横町、中妻、三坪、日渡路、上町柏木)	
	5 木 永野コミュニティセンター	永野全地区	
	6 金 粕尾コミュニティセンター	粕尾全地区	
	9 月	予備日(全地区の受け付けができません)	
	10 火		
	11 水 市民情報センター 3階 会議室 (文化橋町1982-18)		御成橋町1～2丁目・泉町・睦町・戸張町・千手町・上材木町・天神町・久保町・銀座1～2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬萊町・三幸町・鳥居跡町・万町・文化橋町・朝日町
	12 木		上田町・末広町・東末広町・中田町・下横町・下田町1～2丁目・上野町・西鹿沼町・花岡町
	13 金		貝島町・府所町・府中町・府所本町
	16 月	日吉町・坂田山1～4丁目	

※受付日に都合がつかない場合は、他の申告会場か予備日、または時間外申告をご利用ください。家族などの代理人による申告もできます。また、郵送による申告書の提出も受け付けています。市県民税申告書は市役所へ、確定申告書は税務署へ郵送してください。

※申告期間を通して、市役所本庁では受け付けできませんのでご注意ください。

※今年度は北犬飼コミュニティセンターでの受け付けを行いません。北犬飼地区の人は、対象地区(表中の太字を参照してください)の日に各会場で申告を行ってください。

●時間外申告受付について

上記の日程では都合がつかない場合、下記の日程で市県民税申告を受け付けます(要電話予約)。

受付日	申告受付時間	受付人数	申告会場
3月9日(月)	午後5時30分	30人程度	市民情報センター 3階 会議室
3月13日(金)	～7時		

予約開始日 2月3日(月)～

予約時間 午前8時30分～午後5時

予約先 税務課市民税係 ☎(63)2112

※所得税の確定申告は対象外です。確定申告の時間外受付は、鹿沼税務署にご相談ください。

※予約申込が多数の場合は、受け付けできない場合もありますのでご了承ください。